

○ 農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）一部改正 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
農地集積・集約化対策事業実施要綱 第 1 ～ 第 18 [略]	農地集積・集約化対策事業実施要綱 第 1 ～ 第 18 [略]

附 則（令和元年 11 月 1 日付け元経営第 1554 号）

- 1 この通知は、令和元年 11 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例によるものとします。

○ 農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）一部改正 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後				現 行			
(別表 2)				(別表 2)			
区分	内容	注意点	補助率	区分	内容	注意点	補助率
1・2 [略]	[略]		[略]	1・2 [略]	[略]		[略]
3 農地中間管理 事業等推進事業				3 農地中間管理 事業等推進事業			
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]		[略]
事務等経費	第 3 の 1 の (1) 及び (3) の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、借受・貸付希望者宣伝費（第 3 の 1 の事業で機構が行うものに限ります。）、雑役務費（手数料、自動車損害保険料（第 3 の 1 の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限ります。）等）、借上費（会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料）、事務所等使用料（負担金）、消耗品、賃金（臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県及び機構職員の時間外労働に応じた対価）、諸手当（臨時的に雇用した者、機構の役職員に係るものに限ります。）、共済費（臨時雇用者、機構役職員等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金）、労働者派遣料、弁護士相談料（第 3 の 1 の事業で機構が支払うものに限ります。）、 <u>市町村等（機構法第 19 条第 1 項に規定する「市町村等」をいいます。）</u> に対する農用地利用配分計画の原案作成に係る協力金（第 3 の 1 の事業で機構が支払うものに限ります。）		定 額	事務等経費	第 3 の 1 の (1) 及び (3) の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、借受・貸付希望者宣伝費（第 3 の 1 の事業で機構が行うものに限ります。）、雑役務費（手数料、自動車損害保険料（第 3 の 1 の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限ります。）等）、借上費（会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料）、事務所等使用料（負担金）、消耗品、賃金（臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県及び機構職員の時間外労働に応じた対価）、諸手当（臨時的に雇用した者、機構の役職員に係るものに限ります。）、共済費（臨時雇用者、機構役職員等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金）、労働者派遣料、弁護士相談料（第 3 の 1 の事業で機構が支払うものに限ります。）、 <u>市町村に対する農用地利用配分計画の原案作成に係る協力金（第 3 の 1 の事業で機構が支払うものに限ります。）</u>		定 額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
4～6 [略]	[略]	[略]	[略]	4～6 [略]		[略]	[略]
1・2 [略]				1・2 [略]			

○ 農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）一部改正 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
（別記 1）	（別記 1）
農地中間管理機構事業	農地中間管理機構事業
第 1 ～ 第 5 [略]	第 1 ～ 第 5 [略]
別記 1 別紙 1 [略]	別記 1 別紙 1 [略]
別記 1 別紙 2	別記 1 別紙 2
農地中間管理事業等推進事業	農地中間管理事業等推進事業
第 1 ～ 第 3 [略]	第 1 ～ 第 3 [略]
<u>第 4 第 1 の 2 の実質的負担額における人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に従うものとします。</u>	[新設]
別記 1 別紙様式 [略]	別記 1 別紙様式 [略]